

2018年度 北海道大学 歩く会 活動方針(案)

理念

安全に楽しく遊ぶ。

個々の意思による自由な参加。

I 通則

1 [会員]

- 1 会員とは、その期の会費を払い、入会した年度から3年以内の大学生または大学院生をいう。
- 2 「年目」は、入会した年度の初めから数える。ただし、特別な理由がある場合は個別に判断する。
- 3 会費は半期 2500 円、入会金は 1000 円とする。
- 4 OB は会費を免除することを除き、会員に準じる。

2 [活動]

- 1 歩く会は、次の活動をする
 - a 登山
 - b ハイキング
 - c ワンデ
 - d キャンプ
 - e クロス・カントリー(XC)スキー
 - f 山スキー
 - g 全体行事（新歓山行、春キャンプ、夏キャンプ、全体合宿、ナイトハイク）
 - h 筏下り
 - i サイクリング
 - j その他、審議会及び例会で認められた活動
- 2 登山では、アイゼン、ピッケル、ザイル等を使用しなければ安全を確保できないような厳しい山行はしない。
- 3 ワンデとは、野や街を旅することである。
- 4 山スキーは、安全性を考慮し比較的難易度の低いフィールドに限る。
- 5 移動手段として車の使用を認める。
- 6 歩く会の活動は国内に限る。

II 機関

3 [通則]

- 1 歩く会は、会の運営のために次の機関をおく。
 - a 例会
 - b 審議会
 - c 遭難対策委員会
 - d 運営会
 - e 山スキープロジェクト
- 2 例会は、すべての会員で構成される最高議決機関である。他の機関はすべて例会から派生したものである。

4 [例会]

- 1 例会は、会長または副会長が出席しなければ成立しない。
- 2 全ての会員は、議決権を持つ。ただし、1年目の会員については、会長または副会長が判断する。
- 3 (a) 例会における承認は、出席した有権者の過半数の賛成を得なければならない。
(b) 定足数は会長1名を含み、会長と副会長の計2名が判断する。
(c) 採決は会長または副会長が行う。
- 4 例会に出席していない会員は、棄権とみなす。
- 5 例会は、基本的に毎週火曜日に行う。

5 [審議会]

- 1 (a) 審議とは、計画の全容を把握し、安全性を審査することである。
(b) 審議会は、計画を事前に審議し、計画実施後にその報告を受ける機関である。
(c) 審議会員は3年目であり、例会で承認を受けた者とする。
- 2 審議会は、すべての会員に開かれたものであり、自由に参加・発言することができる。ただし当該計画のメンバーは必ず出席するが、審議会が認めた場合、この限りでない。

- 3 審議会は、審議会員 5 名以上の出席を要する。
- 4 審議会における決定は、該当計画のスタッフを除く出席した全ての審議会員の承認を得なければならない。
- 5 審議会は、基本的に毎週木曜日におこなう。
- 6 審議、報告にあたっては、各計画のリーダーはレジュメを用意すること。

6 [遭難対策委員会]

- 1 遭難対策委員会とは、及び遭難を予防するために技術面の向上を計る機関である。
- 2 (a) 遭難対策委員会には、以下の役職をおく。
 - i 遭難対策長
 - ii マニュアル係長
 - iii 技術係長(b) 遭難対策長は、いずれかの係長を兼任する。
(c) 各役職は、審議会員とする。
- 3 (a) 遭難対策長は、2 つの係をまとめ、遭難対策の円滑な運営を行う。
(b) 各係長は、それぞれの係員を指名、任命することができる。
- 4 (a) マニュアル係は、遭難した場合における対応を迅速におこなうため、行動マニュアルを運用する。
(b) マニュアル係長は、マニュアル係経験者であること。
- 5 (a) 技術係は、遭難を未然に防ぐため、勉強会などを実施し、主に登山における技術の向上を促す。また、会の所有する本を管理・活用する。
(b) 技術係長は、技術係経験者であること。
- 6 事故報告は、遭難対策委員のうち、各係長を含む 3 分の 2 が出席して開催できる。

7 [運営会]

- 1 運営会は、歩く会の運営上の問題などを話し合う機関である。
- 2 安全面で検討を要する活動は、運営会で話し合わなければならない。

- 3 運営会は、すべての会員に開かれたものであり、自由に参加・発言をすることができる。
- 4 運営会は、遭難対策長を含む審議会員の過半数以上の出席を要する。
- 5 運営会で話し合ったことで決定が必要なものは、例会で承認をとる。
- 6 運営会は、会長または副会長が例会で議題を募集、公示し、運営会の結果を報告する。
- 7 会長または副会長が司会をする。

8 [山スキープロジェクト]

- 1 山スキーにおける安全面の研究をし、円滑な運営を目指す集まりである。
- 2 山スキープロジェクトは、審議及び例会で承認された山スキー方針案に従って活動すること。

III. 役員

9 [通則]

- 1 歩く会には、次の役職を置く。
 - a 会長 1 名
 - b 副会長 2 名(マニュアル係長、技術係長を担う)
 - c 審議長 1 名
 - d 副議長 1 名
 - e 事務係 1 名
 - f 装備係長 1 名
 - g 書記係 1 名
 - h 会計係 1 名
 - i 石狩係長 1 名
 - j 新歓係長 1 名
 - k 保険係 1 名
- 2 全ての役職は選挙によって選ばれる。ただし、石狩係長、新歓係長、保険係、装備係長、書記係はこのかぎりでない。
- 3 前項に定める役員及び会長の任期は半期とし、4 月と 10 月に改選する。ただし、再選挙の際はこのかぎりでない。
- 4 2018 年度の役職を決める選挙はこの方針に従う。

5 各係長は、その係の定員を決定し、係員を指名、任命することができる。

6 会長、副会長、審議会議長および副議長は審議会員とする。

7 止むを得ない事情により役員の変更が必要となった場合、本人出席を原則とし、例会で再選挙が認められる。

10 [会長]

- 1 会長は、本会の代表であり、まとめ役である。
- 2 会長は、会計の監査を行う。

11 [副会長]

- 1 副会長とは、会長が不在時に、会長を代理する役職である。
- 2 副会長は、会長の補佐をする。
- 3 副会長のうちの一人は遭難対策長とする。
- 4 副会長は、選挙の際にその管理を行う。

12 [審議会議長]

- 1 審議会議長は、例会で審議会を召集し、審議会の司会、および審議会の運営に関する仕事を行う。
- 2 審議会議長は、副議長に審議会の司会を委任することができる。

13 [審議会副議長]

副議長は、審議長から委任された場合、審議の司会をすることができる。

14 [事務係]

- 1 事務係は、歩く会の例会と審議、及び公認手続きに関する事務を行う。
- 2 事務係は、公的機関に提出する書類の作成方法の指導を行う。

15 [装備係]

歩く会が所有する装備の管理を行う。

16 [書記係]

例会、審議における文書作成・管理を行う。

17 [会計係]

- 1 会の会計に関する事務を行う。
- 2 会費を徴収し、期末までに収支を報告する。

18 [石狩係]

歩く会の会誌である「石狩」の編集を行う。

19 [新歓係]

- 1 新歓係とは、新歓を円滑に進めるための調整役である。
- 2 新歓係は、歩く会の活動内容を正しく伝えるように努めること。

20 [保険係]

保険係は計画に参加する際に必要な保険の加入の斡旋や手続、管理を行う。

21 [選挙]

- 1 全ての会員は選挙権をもつ。ただし、選挙日に欠席した会員は、棄権したものと見なす。また、一年目の会員については白紙票を認める。候補者の氏名が記入されたもののみを有効票とし、判読できないものは有効票に含めない。ただし、信任投票においては「○」及び「信任」または「×」及び「不信任」が記入されたもののみを有効票とする。
- 2 副会長が、選挙管理を行う。
- 3 被選挙権を持つ会員は、次の通りである。
会長、副会長、審議会議長及び副議長、事務係、会計係
- 4 募集は、立候補とする。
- 5 選挙は、選挙の2週間前に公示し、募集は1週間前に行う。
- 6 選挙は次の順番で行う。
 - 1 会長
 - 2 副会長(マニュアル係長、技術係長の順で行う)

- 3 審議会議長
- 4 事務係
- 5 審議会副議長
- 6 その他の役職
- 7 最も票を得た候補者の得票数が、有効票の過半数に満たない場合は、得票数上位 2 名で決選投票を行う。

IV. 計画

22 [計画の定義]

- 1 会のすべての活動は、計画の形式をとる。
- 2 全ての計画は、留守隊を必要とする。ただし、計画が審議会において現地で対処することが有効であると認められた場合は、その計画はレクとし、留守隊を必要としない。
- 3 計画は、メンバーが 4 人以上で成立する。ただし、レクは 3 人以上で成立する。
- 4 計画は、審議の後、例会で提示し、特に異議がなければ承認されたものとみなす。

23 [審議]

- 1 全ての計画は、審議会において審議されなければならない。
- 2 計画は、審議会で承認された内容に従って実施すること。

24 [留守隊] (詳細：行動マニュアル)

- 1 留守隊とは、札幌におかれる留守連絡者のことである。
- 2 (a) 留守隊は携帯電話を所持する以下の者が行うことができる。現在の審議会員または過去に審議会員であった者、2 年目の山スキーヤー及び夏山縦走経験者の中で当該計画の審議に参加した者。
(b) (a) に定める者は、行動マニュアル読み合わせに参加しなければならない。ただし、授業等やむを得ない事情で読み合わせに参加できない場合は、補習を行い審議会で承認を受けることでマニュアル読み合わせに参加したとみなす。

25 [在札幌行動員] (詳細：行動マニュアル)

在札幌行動員(在札)とは、長期休暇計画時の遭難などに対して、すぐに対応できるように置く役職である。

26 [手続き]

計画は、次の手続きをしなければならない。

- (a) 計画は、その実施の 2 回以上前の例会で提示すること。
- (b) 計画は、審議会で承認を受けること。
- (c) 計画は、計画書を作成し、顧問、警察及び会に提出すること。ただし、レクは、警察に提出しなくてもよい。
- (d) 計画は、顧問の署名のある遠征届及び行動計画書を学務部学生支援課に提出すること。
- (e) 計画は、審議会で報告後、例会で報告すること。

27 [計画への参加]

- 1 会員は、自由に計画に参加することができる。ただし、安全面での検討を必要とする場合は当該計画のリーダーの判断による。
- 2 (a) 計画に参加するためには、当該計画の 1 回以上前の例会でその意思を示さなければならない。
(b) やむを得ない理由により、審議会にしか出席できない場合は、審議会で計画に入ることができる。ただし、その場合は、該当計画前の例会でその意思を示さなければならない。
(c) 例外として、函館にいる水産学部生の計画への参加は認める。ただし、その場合は何らかの連絡手段を用いて該当計画前の例会でその意思を伝え、計画当日までに該当計画の CL より詳しく説明を受け、計画に関し十分な理解を得なければならない。
- 3 会員は、計画参加までに保険に加入すること。